

議案第33号

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 6月 8日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴い、みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 精神障害者で、精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する重度精神障害者

第4条ただし書中「ただし、」の次に「精神障害者保健福祉手帳所持者（第3条第1号の（1）（2）（4）のいずれかに該当する重複手帳所持者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床における入院をしたとき、又は」を加え、「又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、令和3年4月1日以降診療を受けた重度心身障害者医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた重度心身障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(対象者) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (新設) (3) (略) (助成額) 第4条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、保険給付を受ける者が負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。）から、対象者1人につき各診療月500円の自己負担額を控除した額とする。ただし、 _____ _____ _____ _____社会保険各法による付加給付があるとき、又は法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付があるときは、その額を控除した額とする。	(対象者) 第3条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 精神障害者で、精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する重度精神障害者</u> <u>(4) (略)</u> (助成額) 第4条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、保険給付を受ける者が負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。）から、対象者1人につき各診療月500円の自己負担額を控除した額とする。ただし、<u>精神障害者保健福祉手帳所持者（第3条第1号の(1)(2)(4)のいずれかに該当する重複手帳所持者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床における入院をしたとき、又は社会保険各法による付加給付があるとき、</u>____法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付があるときは、その額を控除した額とする。